

令和6年10月11日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

**学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって
留意すべき事項について**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

文部科学省の標記事務連絡に関し、このたび日本医師会より通知がありましたので情報提供申し上げます。

本件は、健康診断について学校と学校医との間で共通理解が十分でなかったことや児童生徒等及び保護者への事前の説明が不足していたこと等から、児童生徒等のプライバシーや心情への配慮に欠けた健康診断が行われるなど、これまでに発出した健康診断に係る通知や事務連絡の趣旨が徹底されていないと思われる事案が生じたため、改めてこれまでの通知や事務連絡等の内容について、健康診断の実施に当たって留意すべき事項を取りまとめたものとことです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

●リーフレット掲載先（日本医師会ホームページ）

<https://www.med.or.jp/doctor/school/>



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)